

四日市市見守り等活動ガイドライン

1 ガイドラインの目的

このガイドラインは、孤立死を未然に防止するとともに、高齢者・障害者・児童虐待などで支援が必要な人や認知症などで道に迷われた人等を早期に発見するため、市が事業者等に協力をお願いする見守り等活動の指針を定めるものです。

2 「孤立死」の定義

このガイドラインにおいて、「孤立死」とは、「社会的孤立のために、住居内で死後他者に気付かれず、相当日数を経てから発見されること」を言います。

3 通報から安否確認までの流れ

- (1) 事業者等が訪問等の際に異常を発見した場合や、また、市から配信された認知症高齢者等情報に該当する高齢者などを発見した場合に、市の一元窓口である高齢福祉課に通報します。
- (2) 通報を受けた高齢福祉課は当該地域住民の世帯情報、福祉サービス利用状況等を確認し、必要に応じて、生活保護・障害福祉・

児童福祉などの関係部局と調整を行い、担当課が中心となって安否確認の対応を行います。なお、認知症高齢者等が発見された場合には、警察等の関係機関と連携の上、保護のための措置をとります。

- (3) 安否確認等の対応後、必要に応じて、関係機関と協議のうえで、福祉サービス等の導入を検討し、継続して支援を行います。

4 通報の考え方

- (1) 事業者等が業務中に、7に例示したような異常を発見した場合には、市（高齢福祉課）に通報をお願いするものとします。
- (2) その他、何らかの支援が必要と感じた場合にも可能な限り通報をお願いします。
- (3) この他、人が倒れているなど、明らかに緊急事態である場合には、声かけなど必要な措置をとっていただくとともに、消防署や警察署への通報もお願いします。

5 通報窓口

< 四日市市役所 高齢福祉課 >

① 平日 8:30~17:15 ⇒ 電話: 059 (354) 8170

② 夜間・休日 ⇒ 電話: 059 (354) 8177

6 通報者への配慮

- (1) 市は、通報者に関する情報（氏名、事業所、連絡先など）については、「見守り等活動」に関する事務のみに使用し、原則、外部には公表しません。
- (2) 事業者等は、通報に誤りがあった場合、または通報ができなかった場合であっても、当該世帯に生じた問題について、その責任を負わないものとします。

7 異常が考えられるケース

現場の状況から異常発生が考えられるケースを以下に例示します。必ずしもこれに該当すれば異常事態であるというわけではありませんが、複数該当する場合には異常事態が起きている可能性が濃厚となります。

< 訪問が頻回（週1回以上）である場合 >

- ① ポストに郵便物や新聞が数日分溜まっている。
- ② 雨戸やカーテンが何日も前からずっと閉まったままである。
- ③ 玄関や室内の電灯が点いた状態、または、消えた状態が何日も続いている。
- ④ 同じ洗濯物が何日も干されている。
- ⑤ 住居から異臭、異音がする。
- ⑥ 保護者の気配がなく、子供が泣き叫んでいる。
- ⑦ 隣人などから最近姿を見かけないなどの情報が入った。

< 訪問回数が月1、2回程度である場合 >

- ① ポストに郵便物が数日分溜まっている。
- ② 家人に何ヶ月も会えない。
- ③ メーターの数値が異常である。
- ④ 以前に訪問した状況から極端に状況が変わっている（庭の草が伸び放題である、ペットが衰弱している、家の周りが異常に散らかっているなど）。
- ⑤ 住宅から異臭、異音がしている。
- ⑥ 保護者の気配がなく、子供が泣き叫んでいる。
- ⑦ 隣人などから最近姿を見かけないなどの情報が入った。

< 家人に会えた場合 >

- ① 極端に痩せている、服や体が異常に汚れていたり、体から異臭がする、夏でも厚着をしている、不自然なケガやアザがある、顔色が悪い、生気がないなど、以前と比べて本人の様子が不自然である。
- ② 生活が困窮している様子が伺われる。
- ③ 話のつじつまが合わない、伝えたばかりの内容をすぐに忘れる。
- ④ 無表情、ふさぎ込んでいる、話をしようとししない。

< その他 >

- ① 認知症の高齢者などが外出して帰宅できずに困っている様子が伺える。
- ② 市から配信された認知症高齢者等情報に該当すると思われる高齢者などを発見した。